

箕面市いじめ防止基本方針

箕面市教育委員会

平成 26 年（2014 年）3 月

平成 28 年（2016 年）5 月

平成 29 年（2017 年）6 月

◆ もくじ ◆

I	いじめに関する基本的な考え方	2
1	いじめの定義	2
2	いじめの解消について	3
3	いじめの防止等の対策に関する基本認識	4
II	いじめの防止等のために市が実施すること	5
1	「箕面市いじめ等学校問題対策チーム」の設置	5
2	いじめ防止に向けて	5
3	いじめの早期発見	6
4	いじめの早期対応	6
III	いじめの防止等のために学校が実施すること	8
1	「学校いじめ防止基本方針」の策定	8
2	「学校いじめ防止基本方針」の内容	8
	(1) いじめに関する基本的な考え方	
	① 「学校いじめ防止基本方針」の周知	
	(2) いじめの未然防止	
	① 児童生徒や学級の様子を知ることについて	
	② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり	
	③ 命や人権を尊重し豊かな心を育てる	
	④ 保護者や地域の方への働きかけについて	
	(3) いじめの早期発見	
	(4) いじめの早期対応	
	(5) ネット上のいじめへの対応	
3	関係機関との連携について	12
4	いじめ認知発見時の緊急対応	12
5	いじめに取り組む体制の整備	12
6	いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）	13
7	教職員の研修の充実	13
IV	重大事態への対処	14
1	学校又は教育委員会による調査	15
	(1) 重大事態の発生と調査	
	(2) 重大事態の報告	
	(3) 調査の主体	
	(4) 調査を行う組織	
	(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	
	(6) いじめられた児童生徒が死亡した時の対応	
2	調査結果の報告及び提供	17
3	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18
	(1) 市長への報告及び再調査	

I いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為であり、その撲滅に向けてあらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも、起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめへの取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが求められる。

1 いじめの定義

いじめの定義(いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第71号。以下「法」という。)第2条)

「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

※ この法律における「学校」:小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)

2 いじめの解消

いじめは、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 いじめの防止等の対策に関する基本認識

いじめには様々な特質があるが、箕面市、教育委員会及び学校は、以下の①～⑧をいじめに対する基本的な認識とし取り組むものとする。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめへの取り組みにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むものとする。また、重大事態が発生した場合には、迅速に事案の解決にあたるとともに、誠実な対応に努めなければならない。

Ⅱ いじめの防止等のために市が実施すること

1 「箕面市いじめ等学校問題対策チーム」の設置

市は、いじめの問題に対応するため、「箕面市いじめ等学校問題対策チーム」を設置する。この「箕面市いじめ等学校問題対策チーム」には、弁護士、臨床心理士、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

- (1) 「箕面市いじめ等学校問題対策チーム」は、主に以下の内容を担うものとする。
 - 発生したいじめの対応について、必要に応じて教育委員会及び学校に対して指導助言を行う。
 - 学校におけるいじめの事案について、学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査に当たる。
- (2) 「箕面市いじめ等学校問題対策チーム」は、いじめ、体罰その他児童等の教育に関して生じた問題及び重大事態への対処について調査審議を行うために設置された「いじめ問題等調整部会」と役目において共通する部分が多いことから「箕面市いじめ等学校問題対策チーム」の構成メンバーは、「いじめ問題等調整部会」を兼ねることができるものとする。

2 いじめ防止に向けて

- (1) いじめの防止等にむけ、関係機関、学校、家庭、地域間の連携が適切に行われるように、必要な連絡調整を行う。
- (2) 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者、家庭への支援に努める。
- (3) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- (4) 家庭や地域と連携した取組を推進し、規範意識や自ら正しく判断し、責任を持って行動する力を育成する。
- (5) 児童生徒と教職員の信頼関係と、自他を認め合う学校生活の中で、児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援する。
- (6) 児童生徒及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- (7) 児童生徒及び保護者が、発信された情報が急速に流通すること、発信

者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう啓発する。

- (8) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実に努める。
- 箕面子どもステップアップ調査における定期的なアンケートや、個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、定期的に報告を受けるとともに、その取組を点検し、実態把握に努める。
 - 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
 - 学校の教職員、教育委員会の事務局職員及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、当該児童生徒が在籍する学校へ通報等の適切な措置をとるよう啓発する。

3 いじめの早期発見

- (1) いじめへの組織的な取組を推進するとともに、教職員のいじめに気付く力を高めるために、学校に対する指導助言を行うとともに、研修を実施する。
- (2) いじめを発見した場合には、学校内で共有するとともに、速やかに教育委員会に報告する体制の徹底を図る。
- (3) 箕面市教育センターの相談窓口の周知を図る。周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

4 いじめの早期対応

- (1) 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(いじめに対する措置)

第二十三条

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- (2) いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずることを指示する。支援とは具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられる。学校の設置者は、その設置する学校に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを予め周知しておく必要がある。さらに、学校の設置者として、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- (3) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとることが必要であることを学校に指導・助言する。
- (4) いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が、同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や指導を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- (5) 児童生徒及び保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- (6) 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。また、市町村の教育委員会は、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すること

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、当該校の複数の教職員を中心に構成されるいじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のもと、学校の実情に応じた対策を推進する。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、国等の基本方針、箕面市いじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等の取組に関する基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、学校のホームページなどで公開する。

2 「学校いじめ防止基本方針」の内容

「学校いじめ防止基本方針」には、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめ早期対応」を主な項目として「学校がどのような児童生徒を育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」「関係機関とどう連携するのか」等を示す。

具体的には、次のような内容が考えられる。

(1) いじめに関する基本的な考え方

① 「学校いじめ防止基本方針」の周知

年度始めには、いじめに対する学校いじめ基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにする。

(2) いじめの未然防止

いじめにおいて、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む。

①児童生徒や学級の様子を知ることについて

ア. 教職員の気づきについて

児童生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する児童生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

いじめに関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図る。また、特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

イ. 実態把握の方法について

児童生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめへの具体的な指導計画を立てる。そのためには、箕面子どもステップアップ調査の学力・生活状況調査を有効に活用する。

ウ. 相談窓口について

児童生徒や保護者、地域の方がいじめについて相談や通報ができるよう、複数の窓口を明確にしておくとともに、相談内容については、しっかりと受け止め、誠実な対応を行う。

②互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

③命や人権を尊重し豊かな心を育てる

ア. 人権教育の充実

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にす指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

イ. 道徳教育の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進する。

ウ. 体験学習の充実

エ. 特別活動の充実

児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、児童生徒の発達段階に応じて、自己肯定感を高める。

学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を計画的に、指導・支援する。

④保護者や地域の方への働きかけについて

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

学校協議会等、学校と児童生徒の教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめへの対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求める。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることや、また、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行う。

- 表情が暗い、感情に波がある、学習意欲が急に下がる、不登校傾向や登校しぶり、リストカット等の自傷行為をするなどの様子が見られるときは、原因にいじめが含まれていないかをすぐに調査する。
- 箕面子どもステップアップ調査における定期的なアンケートや、個人面談等により実態把握に努める。
- 府教育委員会作成の「いじめ防止プログラム」を有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組を充実する。
- 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(4) いじめの早期対応

いじめを発見、または通報を受けた場合は、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。特に、いじめを受けた児童生徒については、スクールカウンセラー等と連携して、心理面でのサポートを行う。

いじめ（その疑いがある場合を含む）を理由にして児童生徒が連続して欠席した場合、教職員は3日を目安に校長等へ報告を行い、7日以上連続したときは、学校が教育委員会へ報告を行う。

このため、教職員は平素から、いじめを発見、または通報を受けた場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校として組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

そのためには、学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

(5) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険（※）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、児童生徒のパソコンや携帯情報端末等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

早期発見には、SNS等を見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童生徒が発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

<指導のポイント>

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

3 関係機関との連携について

いじめの問題への対応において、教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、子ども家庭センター、医療機関等）との適切な連携が必要であり、そのためには平素から関係機関の窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

※＜インターネットの特殊性による危険＞

- 匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- 時間、場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

＜保護者会で伝えたいこと＞

〈未然防止の観点から〉

- 児童生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童生徒に深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

家庭では、SNS等を見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

4 いじめ認知時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学校いじめ対策組織（いじめ対応チーム）に連絡・報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織（いじめ対応チーム）に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得る。

5 いじめに取り組む体制の整備

いじめへの取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。

各学校においては、いじめへの組織的な取組を推進するため、いじめに

特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

- ①いじめ対応チームは、校長、副校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）などをメンバーとして設置するとともに、その役割や配置について、児童生徒・保護者に周知する。なお、メンバーは学校規模や実態等に応じて柔軟に対応することも考えられる。
- ②いじめ対応チームは、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

6 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する必要があることから、校長は、いじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、今後の二次被害（※）や再発の防止も含めた指導方針を立て組織的に取り組む。

学校教育法第35条

公立の小・中学校において、性行不良であつて他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。

1. 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 2. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 3. 施設又は設備を損壊する行為
 4. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

7 教職員の研修の充実

各学校においては、全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう取組を促し、いじめについて、すべての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

さらに、初任者等の経験の浅い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

※<「二次被害」について>

- 「いじめSOS チームワークによる速やかな対応をめざして いじめ対応プログラム I」（大阪府教育委員会平成19年6月作成）には、いじめの「二次被害」について以下のように記載されている。

「いじめによって直接起こってくる被害は一次被害ですが、二次被害も深刻です。周りの教職員、子どもたち、あるいは親の反応の仕方によって傷つくのが二次被害です。「お前にも悪いところあるやないか、胸に手を当ててみ。」「もうちょっと頑張れ。お前が弱いから、もうちょっとしっかりせんとあかんよ。」という形で、いじめられた子どもたちについてそのような対応をしてしまいます。

いじめられた子どもの方は、「自分は弱い人間や、自分だけうまく逃げられない、あかん人間や」という一次被害として現れた自己否定感が、周りの反応によって増幅され、そして、周りの人間関係・社会関係の中で、立ち上がれなくなってしまうことさえ起きてしまいます。

いじめ問題は、一次被害だけでなく必ず二次被害も存在します。いじめが発生した場合には、いじめの解決を図り、一次被害に対応するだけでなく、二次被害の発生を予防したり、対処することも視野に入れておくことが必要です。

IV 重大事態への対処

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努めること。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

1 学校又は教育委員会による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 調査を要する重大事態の例

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

※不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から）

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く）ことをいう。」

○ その他の場合

- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 重大事態の報告

- ① 学校は、重大事態を認知した場合、教育委員会を通じて、直ちに、市長へ発生の報告を行う。

(3) 調査の主体

- ① 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。
- ② 教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りである。
 - ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(4) 調査を行う組織

- ① 教育委員会が主体となって調査を行う場合は、教育委員会が設置した「箕面市いじめ等学校問題対策チーム」において調査を行うことを基

本とする。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

- ② 学校が主体となって調査を行う場合は、各学校で設置した「いじめ対応チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を行う。なお、重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。学校が主体となって調査を行う場合でも、教育委員会は学校に対して必要な指導や人的配置なども含めた適切な支援を行う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ頃から
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校、教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ② いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
- ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校法人が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

- ③ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合)
- ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

(6) いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

- ① その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
 - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
 - ・ 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
 - ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖の可能性が有ることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

2 調査結果の報告及び提供

- (1) 調査結果は、教育委員会に速やかに報告を行う。
- (2) いじめられた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。
- ① 学校又は教育委員会は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護

- を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する必要があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 市長への報告及び再調査

- ① 教育委員会は、市長へ調査結果を報告する。
- ② 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- ③ いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。